

第4章

計画の実現に向けて

1. 市民・企業（事業者）・行政の“協働”によるまちづくり

これまでのまちづくりの多くは、市街地の骨格となる道路・公園などの都市基盤や、土地区画整理事業に代表される面整備を中心に、行政主導により進められてきました。

しかし、近年では急速に進む少子高齢化、高度情報化など成熟社会へと移行しており、市民ニーズ（需要）の多様化、高度化に対して、行政のみでその全てに対応することは不可能であることから、市民、企業（事業者）の主体的な協力が必要となっています。

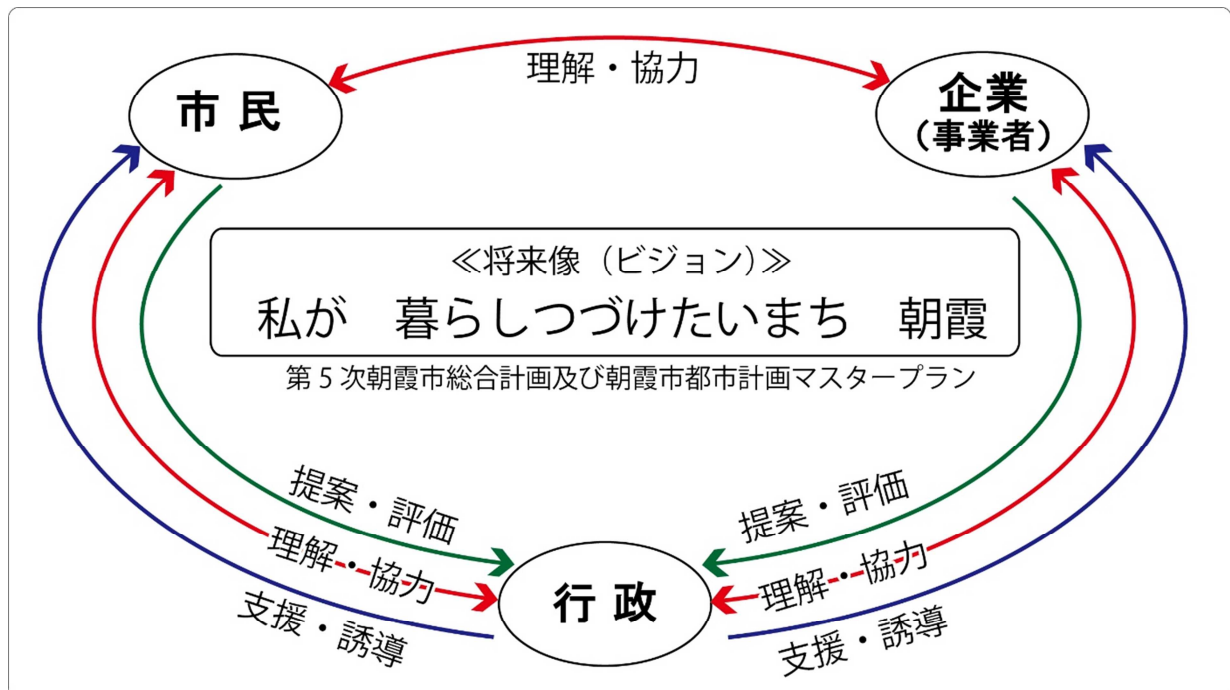
このため、朝霞市都市計画マスタープランに基づくまちづくりの実現に向け、本市の「将来像」に対する共通の理解と、主体である市民、企業（事業者）が自らの手で積極的に推進していくという理念のもと、市民、企業（事業者）、行政がそれぞれの立場で理解・協力しながら密接に連携してまちづくりを推進していくことを基本的な考え方とします。

すなわち、“協働”によるまちづくりを実現し、これを永続的な取組としていくことを目指します。

※協働とは

市民や企業（事業者）同士、あるいは、市民、企業（事業者）、行政などがそれぞれの役割分担のもとに、目的を共有し、協力・協調する取組のことであり、行政内における関係部署同士の連携なども含まれる。

【“協働”によるまちづくりのイメージ】



2. まちづくりにおける役割

(1) 市民の役割

まちの主役は、そこで暮らし、その場所を使う一人ひとりの市民であることから、自らの生活の場であるまちを安全、快適なものとし、次世代により良い環境を残していくため、まちづくりの主体としての役割を担います。

このため、市民は、行政情報の把握や取組への理解を深めるとともに、それぞれの立場からより良いまちづくりにつながる活動へ積極的に参加・実践していくことが求められます。

また、行政や企業（事業者）、ボランティア団体・NPO（民間非営利組織）などを含めて相互の理解と協力を深め、より主体的にまちづくりを進めていくことが必要です。

(2) 企業（事業者）の役割

本市で生産・経済活動を営む企業（事業者）は、まちの一員としてまちづくりに大きな関わりをもっています。このため、企業（事業者）は、自らの生産活動の維持や発展に際し、その社会的責任や役割、影響の大きさなどを重視し、社会面、環境面など、地域特性に十分配慮し、地域の特性やまちづくりに関するルールなどに対する理解と役割を認識し、積極的に協力・貢献していくことが必要です。

(3) 行政の役割

行政は、市民、企業（事業者）との協働のもと、総合的かつ効率的なまちづくりを着実に実施していく役割を担っています。

このため、まちづくりに関する情報提供や市民参加の機会の提供などに加え、市民主体のまちづくり活動の支援などを推進していきます。

また、周辺自治体・県・国及び関係機関との広域的な連携、調整のもと、計画的で効率的なまちづくりを進めていきます。



【地域別懇談会（南部地域）】

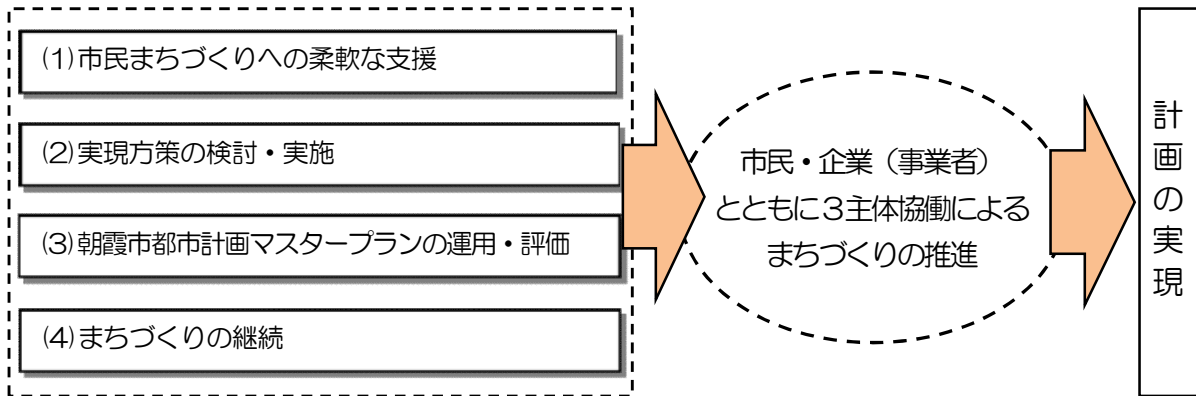


【検討委員会】

3. 実現に向けた取組

市民・企業（事業者）・行政という3つの主体の役割分担による“協働”のもと、以下に示す必要な施策に取り組んでいきます。

【実現に向けた取組概念図】



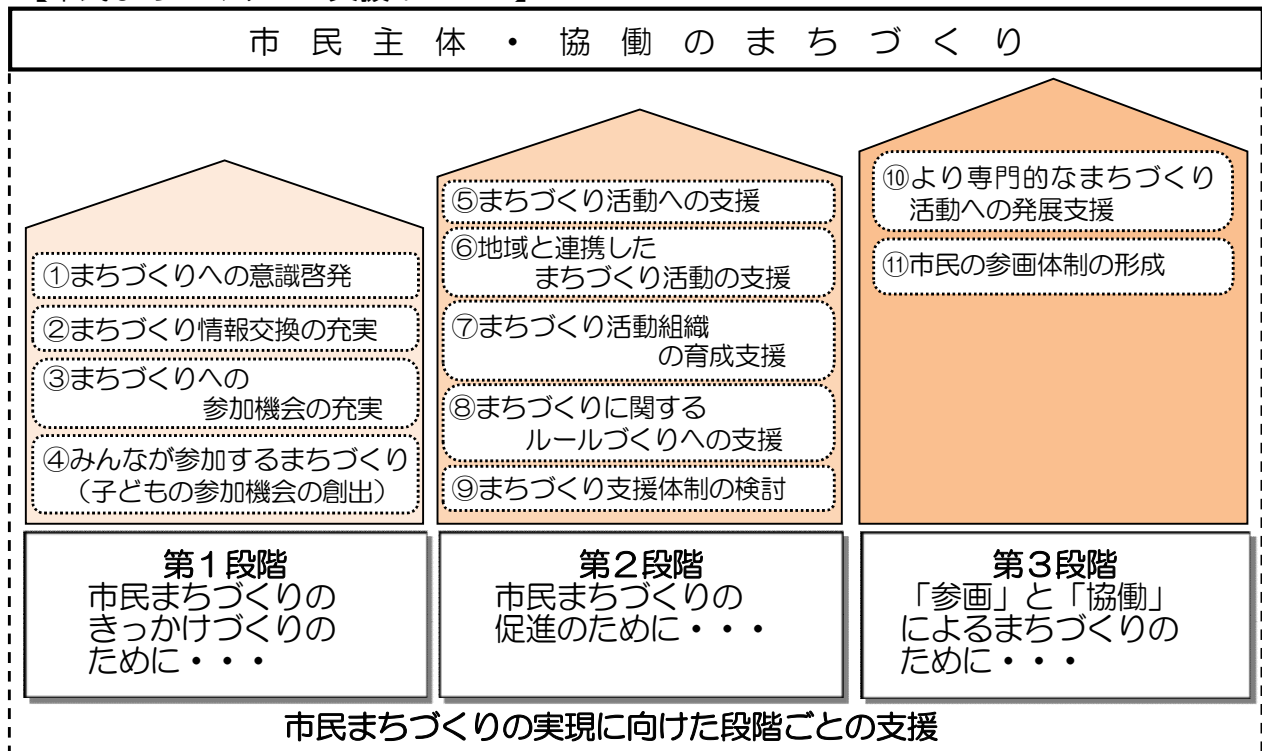
(1) 市民まちづくりへの柔軟な支援

1) 基本的な考え方

まちづくりに関する情報発信・啓発活動や市民との意見交換の機会の提供、さらにまちづくりの具体化への誘導など、市民、企業（事業者）の主体的なまちづくり活動へとつながる支援体制の構築に努めていきます。また、市民まちづくりの熟度に応じ、各取組の段階にあった適切な支援の提供に配慮します。

2) 取組内容

【市民まちづくりへの支援イメージ】



第1段階 市民まちづくりのきっかけづくりのために…

様々なまちづくり活動に関心を持って頂き、まちづくりの輪を広げます

①まちづくりへの意識啓発

広報活動の充実や各種情報媒体を活用しながら、子どもや高齢者にも分かりやすく興味をもてる形で、まちづくりに関する話題・情報提供や事例紹介を行うことにより、市民自らの発意による主体的かつ様々なまちづくりの取組に対する意識啓発に努めます。

また、まちづくりに関する学習機会の提供や次世代を担う子どもへの意識啓発などにより、まちづくりに関わる人材の育成を図ります。

例えば…

- まちづくりに関するパンフレットなどの発行
- シンポジウム・セミナーの開催など学習機会の充実
- あさか情報おとどけ講座などの普及

②まちづくり情報交換の充実

「広報あさか」だけでなくインターネットなど様々なメディアの活用や、自らのまちを知る場（学習・調査など）の提供など、まちづくりに関する情報交換などの機会の提供に努めることにより、市民のまちづくりに対する理解を深め、市民が主体となるまちづくりを促進します。

また、子どもや高齢者、障害のある人など幅広くまちづくりの意向把握を行うよう努めます。

例えば…

- まちづくりの情報交換の機会の充実
- まちづくりに関する情報提供の充実
- 行政が行う説明会や公聴会開催に関する広報の充実

③まちづくりへの参加機会の充実

まちづくりは多岐の分野にまたがるものであることから、より市民、企業（事業者）と直接的に関わる機会の多い既存施策などとの連携などに努め、市民、企業（事業者）自らがまちづくりに参加していくための機会の充実を図ります。

例えば…

- 福祉・保育施設などにおける市民交流の機会の提供
- リサイクル運動や地域防災・防犯活動に関する参加機会の提供
- 会議の公開、傍聴の積極的な呼びかけや行政計画策定組織への市民公募委員の登用

④みんなが参加するまちづくり（子どもの参加機会の創出）

次世代のまちづくりの担い手となる子どもの意見を市政やまちづくりに取り入れていくことが大切です。子どもの頃から、自らの周り（地域）との関係性を学び、子どもの目線で大人とともに地域の課題を解決していくことができる、子どもの多様な参加の機会や場の創出に努めます。

例えば…

- 「子ども大学あさか」などの子どもがまちづくりに参加できる機会を提供

第2段階 市民まちづくりの促進のために…

各主体に向けて意見を提示するなど、自発的なまちづくりへの参加を呼びかけます

⑤まちづくり活動への支援

都市計画法に基づく制度として、ある一定の区域内に土地を持つ所有者などが、その区域の他の土地所有者などの同意を得て、市や県に対して都市計画の決定や変更の提案ができる「都市計画の提案制度」があります。

市は、この制度により、土地所有者などから受けた都市計画の提案に対して検討を行い、必要に応じて都市計画の決定または変更の案を作成することとなっており、市民がこの制度を活用し、主体的なまちづくり活動に取り組むことができるよう、本制度をふまえた支援のあり方などの検討を進めます。

例えば…

- 計画づくりへの支援体制の検討
- 都市計画の提案制度の普及啓発

⑥地域と連携したまちづくり活動の支援

地域の子どもたちが地域に関わる身近な場所である子ども会などの地域のコミュニティの場や活動を維持・充実できるよう支援に努めます。

例えば…

- 地域の美化活動や防犯活動の支援
- 総合学習などの時間を活用した地域について学ぶ場（地域と学校の連携）

⑦まちづくり活動組織の育成支援

市民としてより望ましいまちづくりの実現に向け、各主体に対し意見を提示するなどの取組が重要です。そのような取組の促進に向け、既存のまちづくり活動の輪を広げること、またまちづくりに関するボランティア団体のNPO（民間非営利組織）化や、まちづくり協議会やまちづくり市民会議といったまちづくり活動の母体となる組織の形成などの支援について検討します。

例えば…

- 懇談会や市民参加ワークショップなど組織づくりの機会の提供
- NPO（民間非営利組織）などに関する情報提供

⑧まちづくりに関するルールづくりへの支援

まちづくりを実施していくために必要なルールづくりを、関係者が話し合いの中から主体的に進めていくことができるようにするため、まちづくりルールやその合意形成にあたっての手法、手続きに関する情報提供や助言を行うなど、その支援を図ります。

例えば…

- 地区計画制度の活用
- 建築協定・緑地協定制度の活用
- 市民と事業者間における事前協議などのルールづくりの検討

⑨まちづくり支援体制の検討

まちづくりが対象とする分野は広範囲にわたり、かつ多様化・高度化している状況にあります。また、まちづくり活動などに対して様々な支援なども必要であることから、庁内関係部署の情報の共有や相互調整を図るとともに、横断的かつ柔軟な庁内組織体制の構築や機能の充実を進めます。

例えば…

- 総合窓口化の検討とあわせた、まちづくり相談体制の検討

第3段階 「参画」と「協働」によるまちづくりのために…

市民のまちづくりへの関わりと、多様な主体の連携を深めていきます

⑩より専門的なまちづくり活動への発展支援

市民や企業（事業者）がまちづくり活動を継続し、かつ深化していけるよう、専門家やコンサルタントの派遣など、組織運営における多面的な支援を検討します。

まちづくり組織の相互の連絡・情報交換や行政との橋渡しなど、きめ細かい対応ができる仲介支援組織の充実などを検討します。

例えば…

- まちづくりアドバイザー（専門家）派遣制度の導入を検討
- まちづくりセンターなどまちづくり支援組織の検討

⑪市民の参画体制の形成

協働によるまちづくりを進めるにあたっては、市民、企業（事業者）と行政、あるいはそれぞれの内部を構成する人や組織同士がより一層の信頼関係を確立する事が重要であることから、日常的、恒常的に円滑な意思伝達を図ります。

また、まちで生活を営む市民などの関係者が、計画づくりのできるだけ早い段階から主体的に参加し、行政・専門家などとの協働が行なわれるよう努め、計画づくり後はその実現・管理・活用など、良好なまちや環境を維持していくための継続的な協働活動を図るなど、計画策定、事業実施、見直し・評価などそれぞれの段階に応じた協働の体制や仕組みの形成を図ります。

例えば…

- まちづくりや行政計画に対する市民参画の推進

(2) 実現方策の検討・実施

1) 基本的な考え方

朝霞市都市計画マスタープランにおいて位置づけられた各種施策・事業を実現するには多くの財源が必要となりますが、今日の財政状況は必ずしもそれら全ての財源を確保できるものではありません。

そのため、限られた財源と人的資源を有効に活用していくため、施策・事業の必要性、緊急性、事業化への熟度、投資に対する効果などの観点に立って、優先順位を慎重に検討し、計画的にまちづくりを進めていきます。

また、今後のまちづくりにあたっては、区域区分や用途地域などの指定に加え、地域の将来方針をふまえ、地域の特性や課題に対応した、きめ細かな規制・誘導制度の活用について検討を進めます。

2) 取組内容

①朝霞市都市計画マスタープランに基づく方策の実施

朝霞市都市計画マスタープランの実施に向けたまちづくりの手法として、都市計画法などに基づく諸制度や、条例などによる本市独自の規制・誘導制度など様々な方策があります。市民、企業（事業者）との協働のもと、これらの制度を活用してまちづくりを進めます。

区 分		主 な 方 策
規制・誘導 手法の活 用	法に基づく 規制・誘導手法	(地域地区) 用途地域、防火地域・準防火地域、高度地区、 特別緑地保全地区 など (その他の制度) 地区計画、景観計画、建築協定、緑地協定 など
	市が独自に定め る規制・誘導 手法	地域特有の政策の実現や課題の解決のために 制定するもの(まちづくり条例、景観条例、建築 物条例、緑化条例 など)
	住民などの自主 的なまちづくり 手法	まちづくりのルールづくり(任意協定、景観・ 緑化などのきめ細かなルールづくり など)
都市計画事業の推進		都市計画道路事業、土地区画整理事業、公園 事業、下水道事業 など
多様な手法の組み合わせに よるまちづくり		福祉環境整備の充実や地域資源の活用など ソフト分野の施策との連携を深め、総合的なまち づくりを進めます。 ・コミュニティ(地域共同体)、NPO(民間 非営利組織)、ボランティア活動の支援 ・祭り、イベントの開催・運営 など

②先行的・重点的なまちづくりの検討・実施

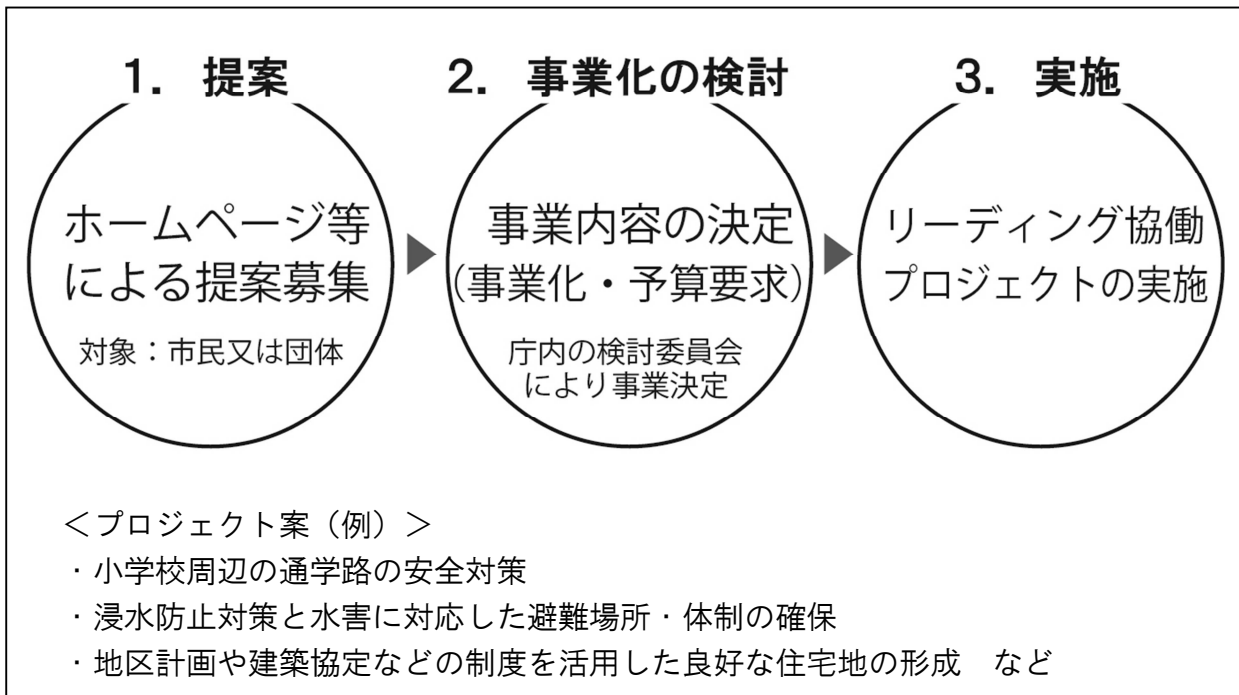
早期に実施を予定している事業との連携や、早期に取り組む検討が必要な事項への対応を視野に入れたまちづくりの推進を図ります。

また、地域の発意に基づき、朝霞市都市計画マスタープランにおいて位置づけたまちづくりの実現に資するものであることや、まちづくりの多様な主体が連携して実施できること、上位・関連計画との整合を図れることなどの観点から、地域特性に見合った「リーディング協働プロジェクト※」を先行的・重点的に検討し、実施につなげていくことが必要です。

リーディング協働プロジェクトの推進により、市民からのアイデアやノウハウなどに根ざした、行政のみでは実施できなかった事業の実現や新たな取組が期待できるとともに、市民と市が話し合いの機会を設けることができるため、市民、企業（事業者）のまちづくりへの参画意識を高めることができます。

※リーディング協働プロジェクトとは、地域別構想に掲げる地域づくりの目標（将来像）などを実現するために、地域の市民や企業（事業者）と行政が協働し、今後先行的かつ重点的に取り組む事業です。行政内でその事業に関係する部署間での協働も含まれます。

【リーディング協働プロジェクトの流れ】



i. 既存プロジェクトとの連携

早期に実施を予定している事業との連携や、早期に取組の検討が必要な事項への対応を視野に入れたまちづくりの推進を図ります。また、住民や事業者と連携・協働が可能な事業についても実施に向けた検討を行います。

既存プロジェクトの例

- 誰もが安心・快適に買い物ができるように歩行者空間を確保する朝霞駅南口駅前通りアメニティロード化事業との連携・調整
- 通学路や危険性の高い交差点などの交通安全対策などの道路安心・安全緊急改良事業との連携・調整

ii. 地域に身近なまちづくりの推進

全体構想の分野別整備方針及び地域別構想に示す方針に位置づけられ、かつ市民参加により設けられた地域別懇談会から提出された活動成果などをふまえ、緊急性や問題意識の高かった内容について、地域住民の意向やまちづくりへの熟度に応じて先行的に取り組める地区から、リーディング協働プロジェクトなどにより身近なまちづくりを推進します。

まちづくり活動の例

- 歩行者の安全性を重視した道路整備のあり方
- 地震・火災時に危険性の高い密集市街地などの改善
- 地域に親しまれている緑の保全、地域資源の活用
- 道路や街路樹など、彩の国ロードサポート制度の活用

③多様なまちづくり事業・制度の活用

各施策・事業の実施にあたっては、本市の単独事業に加え、必要に応じて国、県などの事業・制度などの活用を図るとともに、関係機関への協力の要請に努めます。

特に国道254号バイパスの第2期整備や河川改修など広域的な見地から行われる国・県などの事業や施策について、関係機関との連携を強化するとともに、本市のまちづくりの基本的な方針を示すことにより、理解と協力を求めていきます。

④周辺自治体・県・国などとの連携

広域的な都市計画の調整やまちづくりに関する相互の情報交換、及び既存施設の相互利用や広域的な公共サービスの向上、充実を図るため、周辺自治体などとの連携強化を図ります。

(3) 朝霞市都市計画マスタープランの運用・評価

1) 基本的な考え方

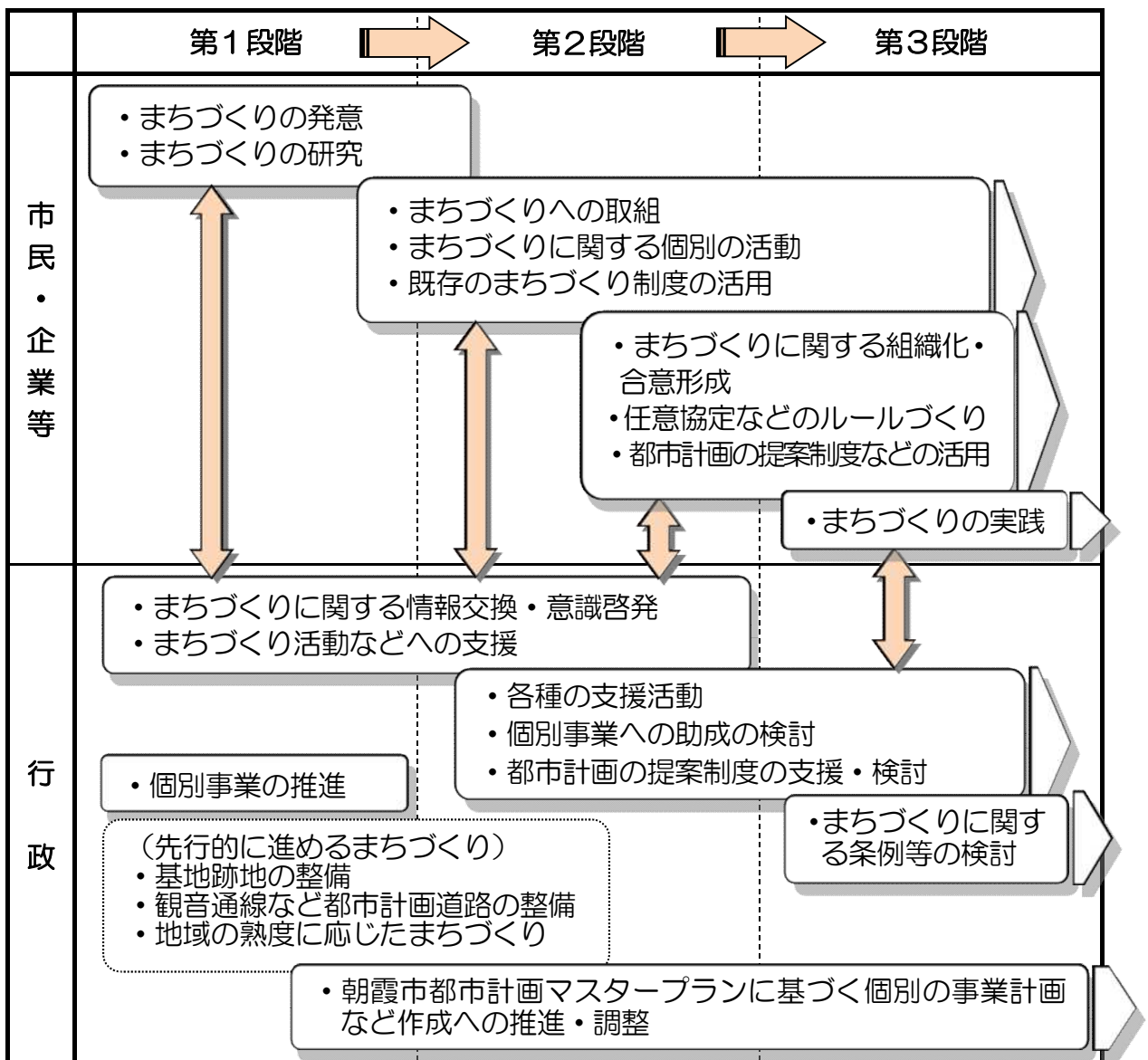
朝霞市都市計画マスタープランに基づく施策・事業を計画的かつ効率的に実施していくため、各施策・事業のより一層の連携・調整や進行管理に努めます。また、本市のまちづくりにおける周辺自治体などとの連携や広域行政の推進にあたっては、朝霞市都市計画マスタープランに基づいて実施していきます。

2) 取組内容

①朝霞市都市計画マスタープランに基づく都市計画の運用

朝霞市都市計画マスタープランは、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めたものです。したがって、今後はその内容に基づき、計画策定、誘導、整備などの様々な手法・制度の中から、本市や地域の実情に最もふさわしいものを活用するとともに、総合的・一体的に都市計画を運用していきます。

【まちづくり実施のプロセス（例）】



②連携と調整

まちづくりに関わる施策は、都市計画はもとより、自然保護や農業・農政、福祉、防災など様々な政策分野との調整が求められます。そのため、本市のまちづくりの指針となる最上位計画である第5次朝霞市総合計画と相互連携を図りながら、各施策・事業や関連する計画との間で、より一層の連携と調整を図り、効果的・効率的な事業の推進に努めます。

また、市民、企業（事業者）や各分野の団体・NPO（民間非営利組織）などが行うまちづくり活動に対し、相互の連携と調整、庁内関係部署における連携・支援体制の充実についても検討します。

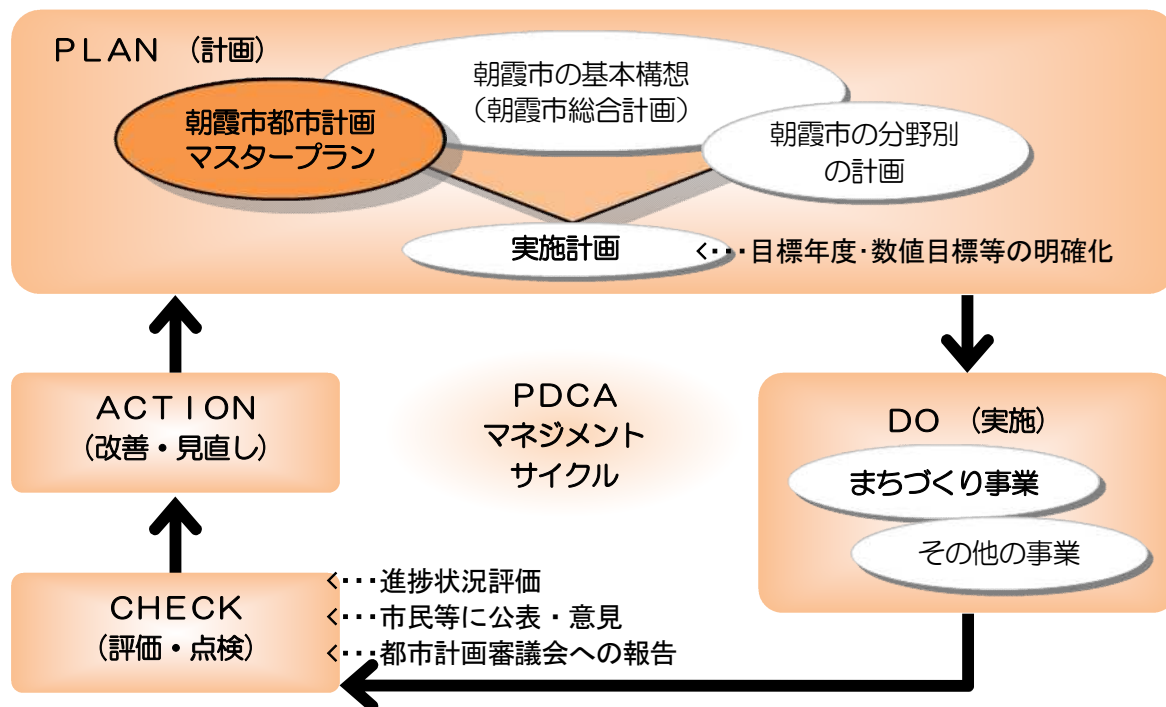
③進行管理と評価の実施

「まちづくりの将来像」の実現に向け、第5次朝霞市総合計画における基本計画及び実施計画で定められた具体的なまちづくりの整備計画に基づき、各施策・事業を進めます。また、社会経済情勢の変化に柔軟に対応した事業の推進を図るとともに、事業の達成状況の評価を行うことなどにより、効果的な進行管理に努めます。また、朝霞市都市計画審議会において定期的な進捗状況の報告を行います。

朝霞市都市計画マスタープランの目標年次である平成37年度（2025年度）までの間には、社会・経済状況の大きな変化も想定されることから、適宜、地域の状況や市民意向の把握に努め、その市民意向や、現在計画されている事業プログラム、各方針の進捗や熟度、関連する上位計画の更新などに対応するため、必要に応じ朝霞市都市計画マスタープランの見直しを図り、適切な進行管理を進めます。

なお、見直しにあたっては、朝霞市都市計画マスタープラン策定時に実施した地域別懇談会における活動報告資料についても活用を図ります。

【進行管理のイメージ】 （資料：第4次朝霞市行政改革大綱）



(4) まちづくりの継続

1) 基本的な考え方

朝霞市都市計画マスタープランの将来目標は、策定時から概ね20年後のビジョンを見据えて検討したのですが、まちづくりは20年という期間に限定されるものではなく永続的なものです。朝霞市都市計画マスタープランに基づく施策のほかにも、いつまでも住み続けたいまちとして持続的に発展していくため、様々なまちづくりに関する取組を進めていきます。

2) 取組内容

①まちの「持続性」の確保

本市では、現在のまちの良いところは保全を図り、課題のあるところは改善・再構築を行うことで新たに必要となる要素を付加していくことにより、環境への負荷を低減し、自然・環境に恵まれ、誰もが暮らしやすく、まちのにぎわいと活力がある状態が持続するような「暮らしつづけたいまち」を目指しています。

このようなまちづくりを進めるには、その持続性を確保する必要があるため、朝霞市都市計画マスタープランの運用・評価を進めながら、子育て世代や未来を担う子どもたちの将来世代が住みつづけたいと思える持続的なまちづくりや、まちを構成する多様な主体との相互の持続的な協力・連携体制構築の方法などについて検討します。

②まちづくりの人材確保

市民が主催する活動やNPO（民間非営利組織）などの団体、ボランティアなどまちづくりに関する組織への支援のほか、企業、大学などの専門機関との連携を進めるなど、まちづくりを担う人材の確保・支援のための方法の検討を進めます。

まちに対する愛着を育て、将来的にまちづくりに関わりを持つ担い手を育成していく観点から、学校教育や生涯学習の中で、地域特性をふまえたまちの再認識や、身近なまちづくりへの参加手法の提示、まちづくりを考える機会の提供など、教育とまちづくりとの関わり方について検討します。

行政においては、市民、企業(事業者)が協働のまちづくり行う上で抱えている課題への対応や、様々な活動間の調整などが求められていることから、研修や地域での実践的なまちづくり活動への参加などを通じて、多様な市民、企業(事業者)のニーズなどに柔軟に対応できる専門性の高い職員の計画的な育成に努めます。

③まちづくりのための財源の確保

今後も引き続き効率的、効果的な事業の実施に努めるとともに、効率的な収益事業のあり方や適正な公共サービスの受益者負担、開発利益の還元などを検討し、より良いまちづくりを進めるための健全な財政運営を図ります。

国・県などの補助の有効活用など適切な財源確保に努め、必要に応じてまちづくり基金など新たなまちづくり財源の活用や、PPP/PFIなど民間活力の導入も検討します。

まちづくりの財源を有効に活用していくため、市民や企業(事業者)などの立場からの意向もふまえ、重点的に推進すべき施策を選定するとともに、実効性のある推進プログラム化を図り、長期的な視点にたった計画的・効率的な財政運営に努めます。

④まちづくりに関するルール等の検討

まちづくりを行う主体である市民、企業（事業者）、行政のそれぞれの役割分担と相互の協働によってまちづくりを進めるため、都市計画制度の一層の活用はもとより、現行の法制度にとらわれない本市独自のまちづくりについても進められるよう、土地・建物の利用、景観・まちなみ、自然環境の保全など様々な分野にわたる、市全域や各地域の特性に応じたまちづくりについて、市民との連携、役割分担などのあり方も含めた本市にふさわしいルールづくりを検討していきます。

また、市民、企業（事業者）、行政などの協働によるまちづくりに対する理解と協力を深めるため、まちづくりにおける協働の理念の共通理解を図り、協働のための体制整備を進めるとともに、各主体のまちづくりに対する責任や役割の明確化についても検討します。

(参考) 青少年アンケートからみる「10年、20年後の朝霞市をどのようにしていきたいか(上位5つ)」に対応する施策の一覧

1位：だれもが安全で安心して暮らせるまち (58.5%)

(関連する施策)

- ・ゾーン30や、一方通行化などによる車両規制などの交通規制の積極的な導入
- ・コミュニティバスの運行ルート見直しや拡充
- ・誰もが安心して生活できるような道路交通環境
- ・総合的な住環境の改善や災害に強い市街地の形成
- ・今後増加が懸念されている空き家等や老朽マンションなどについては、実情をふまえ、除却や利活用、管理の適正化などの対策を促進
- ・道路・公園などの公共空間における適正な夜間照明の確保・充実

2位：おしゃれな街並みやお店があって、買物やグルメが楽しめるまち (34.9%)

(関連する施策)

- ・多くの人を訪れたいと感じるにぎわいの景観や魅力ある商業空間の形成
- ・商店街の活性化に向けて魅力ある店舗の誘致などによる商業業務機能の充実
- ・歩行者や自転車などの安全性の確保や個性的な空間演出

3位：水辺や緑など、自然環境の良いまち (31.0%)

(関連する施策)

- ・公園や河川などの一体的な整備・活用を進め、広域的な水と緑のネットワーク形成
- ・市街化区域内の生産緑地地区はできるだけ農地としての保全を優先

4位：子育てしやすく、教育水準が高いまち (29.1%)

(関連する施策)

- ・児童遊園地などを地域にバランス良く配置し、身近に安全な子どもの遊び場の確保
- ・通学路や交通事故の危険性の高い交差点などを優先して交通安全対策を実施
- ・自転車の交通ルールの啓発などによりマナーの向上と事故防止

5位：医療機関や保健サービスが充実しているまち (26.4%)

(関連する施策)

- ・駅周辺の利便性を生かした医療・福祉などの各種生活サービスや行政サービスなど都市機能の集約

(参考) 子ども大学あさか「ふるさと学」のグループ活動より「小学生が感じているよく遊びに行くところ、いいところ」

■全体 (158 名の意見の集計)

順位	『よく遊びに行くところ』	『いいところ』
1	三原公園 16 件	黒目川 22 件
2	友達の家 12 件	わくわくどーむ 10 件 彩夏祭 10 件
3	児童館 10 件	朝霞の森 9 件 自然がいっぱいある 9 件
4	ねぎしだい児童館 9 件	青葉台公園 5 件 色んな所 5 件 人が優しい 5 件
5	北朝霞公園 7 件 わくわくどーむ 7 件	公園、学校 4 件

■公共施設に関する内容

順位	『よく遊びに行くところ』	『いいところ』
1	児童館 10 件	わくわくどーむ 10 件
2	ねぎしだい児童館 9 件	学校 4 件
3	わくわくどーむ 7 件	きたはら児童館 3 件 溝沼プール 3 件

■公園に関する内容

順位	『よく遊びに行くところ』	『いいところ』
1	三原公園 16 件	朝霞の森 9 件
2	北朝霞公園 7 件	青葉台公園 5 件
3	公園 6 件 向山公園 6 件 あかね公園 6 件	公園 4 件